

【再算定業務】

(別 紙)

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。

再算定業務に要する経費の積算は、次の事項に留意して行うものとする。

(1) 再算定業務（再調査不要）

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、補償基準書、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業(算定)」により行うものとする。

ただし、見積徴収（部材等の見積を除く）により再算定を行う場合は、歩掛「建物の見積」、「機械設備の見積」、「生産設備の見積」及び「附帯工作物の見積（独立工作物）」の「外業（調査）」と「内業（図面等・算定）」により行うものとする。

なお、営業補償の再算定業務については、原則として「(2) 再調査業務」の(f)及び(g)により行うものとする。

(2) 再調査業務

再調査業務に要する人件費の積算は、次によって行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は「(1) 再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。

- (a) 建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、第6章の建物等の調査の歩掛表を適用する。
- (b) 建物の改修若しくは補修が行われている場合又は補償基準書、運用方針、調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、第6章の建物等の調査 歩掛のうち調査外業及び調査内容（図面作成等）を50パーセントに補正するものとする。
- (c) 建物の一部増築が行われている場合は、第6章の建物等の調査歩掛のうち、内業（図面等）を50パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。
なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。
- (d) 建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、(b)及び(c)により求めた直接人件費のいずれか高い方法によって積算するものとする。

(e) 機械設備又は生産設備（附帯工作物を含む。）の一部が新設又は新たな設備に設置替えされたときは、新設又は設置替えの規模等（再調査の対象となる面積）は、新築又は設置替えを行った面積とする。

(f) 営業補償（仮営業所の設置工事費用を除く）の対象となる事業所（企業）の会計年度が異なる場合は、再調査及び再算定（当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、認定収益額等の補償対象金額を修正して補償額を算定することをいう）を行うものとする。

また、営業の内容等の難易度によって営業の調査・算定における注2の補正を行うものとする。
ただし、当初調査時点と比較して当該事業所（企業）の業務内容が大幅に変化する等、本歩掛によりがたい場合には、営業の調査・算定の歩掛によることができるものとする。

なお、再調査及び再算定の対象となる会計年度が2カ年以上の場合は、外業を110パーセントに補正するものとする。

(g) 営業補償（仮営業所の設置工事費用）の算定の基礎となる仮営業所設置場所の賃料及び一時金の水準等が変動した場合は、再調査及び再算定（当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、当該年度の価格に修正して補償額を算定することをいう）を行うものとする。

ただし、当初調査時点と比較して仮営業所の想像される設置場所等又は設置方法等を変更する必要がある等、本歩掛によりがたい場合には、仮営業所設置工事費用の調査・算定の歩掛によることができるものとする。

【土地評価】

【補償説明】

(別 紙)

補償説明

補償説明とは、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明を行うことをいう。ただし、補償説明には、土地調書（共通仕様書様式第11号）及び物件調書（共通仕様書様式第22号）並びに土地改良事業用地事務処理要領（平成11年7月13日付け11構改D第478号農林水産省構造改善局長通知）第49条により作成する契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等に対し、面接等により補償説明を行うことについての協力依頼を行うものとする。

2 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者等ごとの処理方針の検討、補償説明に係る事項の整理、説明資料の作成等を行うものとする。

3 補償説明

補償説明は、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明及び記録簿の作成を行うものとする。

【地盤變動影響調査等】

(別紙)

地盤変動影響調査等

1 事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分は、次表の区分によって行うものとする。

(1) 木造建物及び木造特殊建物

区 分	判 断 基 準
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅(アパート)、 寄宿舎 その他これらに類するもの
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く
木造特殊建物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、 茶室、土蔵造等の建物

(2) 非木造建物の用途による区分

区 分	判 断 基 準
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く

2 作業規模面積以外の補正

(1) 木造建物A、B及びCの補正率

建物延べ面積	70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 450㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

450㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満
3.00	4.00	5.30

(2) 木造特殊建物の補正率

建物延べ面積	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60

300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 700㎡未満
3.50	4.70

(3) 非木造建物イ、ロ及びハの補正率

建物延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60

1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満
3.20	4.10	5.20	6.20	7.50

7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満
9.50	12.30	15.90

(4) 区分所有建物等の補正率

戸当たり 延べ面積	35㎡未満	35㎡以上 65㎡未満	65㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 225㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

225㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 700㎡未満
3.00	4.00	5.30

(5) 工作物の補正率

敷地面積	100㎡未満	100㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 630㎡未満	630㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10

2,000㎡以上 3,300㎡未満	3,300㎡以上 5,000㎡未満
5.70	7.70